

技術を活用した地方創生の取り組みと地域金融機関の役割について

Examples of Projects Vitalizing Local Economies by Using Japanese Technologies, and Role of Regional Banks in Vitalizing Local Economies

本 澤 実

HONZAWA, Minoru

要 旨

人口減少と高齢化が進行する中で日本が経済の持続的成長を実現するためには、地域の特徴に応じた成長戦略を策定して地方経済を活性化させる必要がある。政府は、平成26年にまち・ひと・しごと創生法を公布し、地方の安定した雇用、地方への新しい人の流れを生み出すことなどを実現しようと動き始めている。

地方創生の中での成長戦略においては、付加価値を創造するために技術振興が重要な要素となる。また、こうした活動を支える金融の役割はとりわけ重要だ。

本稿では、これまでに取り組まれた技術を活用した地方創生の事例を見ながら、技術振興およびそれを支える金融の役割について論考する。

keyword

地方創生、人口減少、技術振興、金融モニタリング基本方針、事業性評価
Vitalizing Local Economy, Population Decline, Technology Promotion, FSA's New Financial Monitoring Policy, Evaluation of Customer's Business Potentials

日本の課題と地方再生・創生

日本経済は、経済成長の鈍化、地方経済の衰退、労働力不足など多くの問題を抱えている。そうした問題の根底にあるのが、人口減少と高齢化が急速に進行し、人口の大変動期を迎えていることだ。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2020年代には年間60万人、2040年代には年間100万人の人口減が予想されている。人口動態の変化は地域によって異なるが、地方都市の中には高齢化の段階を過ぎて、高齢人口が減少し始めたところも散見されている。一方で、三大首都圏への人口移動は続いており、とくに東京圏への一極集中が顕著となっている。さらに問題なのは、東京圏における低い出生率で、このことが人口

減少に拍車をかけている。

人口動態の変化は、日本経済にさまざまな影響を及ぼしている。とくに地方経済への影響は深刻で、衰退と空洞化を克服するために新たな成長力確保が喫緊の課題となっている。安倍政権は、人口減少の影響を受ける地方経済を活性化するために、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を公布した。まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その中で中長期展望を踏まえた目標や施策に関する基本的方向を示した。とくに「ひと」に基軸を置いた戦略を展開し、地方の安定した雇用、地方への新しい人の流れ、若い世代の結婚・出産、子育ての希望実現などを掲げている。国の政策を踏まえて、全ての自治体は、地域の実情や特性を踏まえた地方版総合戦略を策

定するよう求められている。しかし、現場の自治体の認識には、置かれた状況によって大きな違いがあると言われている。地域間の格差に加えて、同一地域でも地域の中核都市とその周辺都市では認識に大きな違いがある。それは、個々の自治体によって人口動態が大きく異なるため、その影響の仕方も一様でないためである。

地方再生・創生における成長戦略の重要性

地方の再生・創生の目的とは、人口問題への対処が根本にある。若い世代に魅力的な地域として、新たな人の流れを作り出すことにある。そのためには地方に安定した雇用を創出することが必要で、地方再生・創生の成長戦略とはこうした「ひと」を基軸に置いた戦略といえる。

では、実際の成長戦略を実行する上で重要なことは何だろうか。この実行に必要なのは、次の三つの要素だ。最も大切なのはリーダーの決意だ。トップの強いコミットメントがなければ、こうした新たな戦略は機能しない。現実的な再生・創生計画の策定も重要だ。外部のコンサルタントに、計画の作成を丸投げの自治体もあると言われている。このような取り組み姿勢では、計画は立てても魂は入らないので、計画を実行することは難しいだろう。計画を策定して早期に着手することも、他の自治体との差別化の上で重要なことだ。つまり、成長戦略が成功するためには需要を取り込むことが必要となるが、その需要は限られているため、良いアイデアを先に始めることは重要なことだ。

地方再生・創生といっても、全く新しいことを始めるのは大変なことだ。すでにその地方に在るものを活かす知恵が、最も現実的な

取り組み方であろう。地方に存在する価値のあるものを、古い仕組みを変えて新たな価値に変えることが大切だ。その際に重要なことは、古いしがらみを断つ必要があるということだ。これが最も重要で、最も難しいことだろう。

地方再生・創生における技術振興の重要性

地方にある資産（強味）を具体的な価値に変えるために、必要となるのがイノベーションである。その基本となるのが「技術」だ。技術は付加価値を生み出す種であり、その価値をさらに大きくする役割も果たす。前者の事例はモノを作り出す製造業の技術で、後者の事例はモノの価値を大きくする IT 技術などである。

イノベーションで重要なことは、技術を活用して価値を生み出し、その価値を拡大することだ。技術は発明であるが、それだけでは価値を生み出すことはできない。技術を活用して新たな製品を作ったり、その製品から2次製品に展開したり、新たな市場を開拓したりすることが重要である。技術を経済価値に変える技術振興の活動そのものが、地方再生・創生といっても過言ではあるまい。

シュンペーターが、イノベーションを新結合の遂行と規定し、新結合の事例を例示している。新しい生産物又は生産物の新しい品質の創出と実現、新しい生産方法の導入、新しい販売市場の創出などを挙げている。これらの内容は、今日の地方再生・創生で求められることと全く同じである。シュンペーターのいう新結合こそ、技術振興であり地方再生・創生の活動そのものであるといえるだろう。

技術振興の活動による価値創造の根幹は技術であるが、その技術を活かして価値創造を

行うのはヒトである。地方再生・創出には技術と人材の有機的結合が重要で、古い枠組みを変え新たな発想を取り入れるためにも、新たな人材の発掘・活用が不可欠である。

技術を活用した地方再生・創生の具体的事例

技術を活用した地方創生の取り組みとして、以下の3つの事例を紹介する。(詳細は省略)

1. 地場企業再生と成長戦略のハイブリッド型モデル(熊本玉名プロジェクト)
 - ① 加工技術を活用した地元老舗味噌・醤油製造企業の再生
 - ② 露地栽培と加工事業を一体化させた農業の6次産業化
 - ③ 医福食農連携による医療介護ビジネスとの一体化
2. 震災復興をベースとした地域循環型モデル(福島白河プロジェクト)
 - ① 植物工場と加工工場の一体化による農業の6次産業化
 - ② 地方創生のモデルケースとなる複数の省庁による横断的支援
3. 技術のプラットフォーム型モデル(構造物の長寿命化支援プロジェクト)
 - ① 中小企業の世界水準の技術の発掘と新たな結合による価値創造
 - ② 構造物の長寿命化を通じた地方企業の活用
 - ③ 技術を活用する地方の人材の育成、活用

それぞれのプロジェクトは、地方の特色を生かすために必要となる技術を導入したものである。新たな技術の導入により他の地域が簡単に模倣することができなくなるため、他の地方に対して優位性を持つことになる事例である。

地方再生・創生における金融の役割

技術や人材を支える金融は、本稿で例示した地方再生・創生の活動における裏の主役である。技術振興や事業の推進も、お金が無くては始まらない。ここで出番が期待されるのが「地域金融機関」である。しかし金融機関は、バブル崩壊後重くのしかかる不良債権処理を優先したために、リスクを取ることに對して過度に保守的となり金融仲介機能は著しく低下した。とくに地域金融機関による中小企業向け融資や企業家向け融資は大きく落ち込み、中小企業の経営にもマイナスの影響を与えた。

こうした状況が中々改善されない中で、金融庁は平成25年9月に新たな金融政策として、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮を目的として「金融モニタリング基本方針」を公表した。従来の金融検査は、個別立ち入りのもと法令や金融検査マニュアルで規定した基準を、満たしているかを検証するものであった。それに対して新たな金融検査では、マクロプルーデンスの視点の導入により、水平的レビューとベストプラクティスに近づく観点からのモニタリングを主体としている。ひと言でいえば、金融検査・監督が有事モードから平時モードへと転換されたことを意味する。

金融仲介機能の発揮・回復のために、金融庁は金融機関に対して、取引先企業の適切な評価(事業性評価)や取引先企業への解決策の提案および実行支援を求めている。とりわけ地域金融機関に対しては、中小企業に対する円滑な資金供給など適切な対応を促しており、地域や利用者に対する積極的な情報発信も求めている。同時に公的金融による支援も

強化しており、地域経済活性化支援機構（REVIC）などと金融機関の連携による公的金融の効果的な活用も促している。

平成27年9月に、金融庁は金融行政の目指す方向性を明確とするために、金融モニタリング基本方針を発展させた「金融行政方針」を発表した。この中で金融行政が目指す基本として、『金融を取り巻く環境が急激に変化する中においても、①景気サイクルに大きく左右されることなく、質の高い金融仲介機能（直接金融・間接金融）が発揮されること、②こうした金融仲介機能の発揮の前提として、将来にわたり金融機関・金融システムの健全性が維持されるとともに、市場の公正性・透明性が確保されること、を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生が増大がもたらされることが重要』であると表明している。デフレ脱却が長引く中で、金融仲介機能の適切な発揮を後押しすることにより、金融面から日本経済再建の支援をすることを目指しているといえよう。

金融仲介機能の回復の肝心要は、金融機関における事業性評価の実施と高度化であるものの、金融機関の運営を見ていると現実には甚だ心もとない。金融機関は、バブル崩壊後長期間にわたり不良債権処理に集中して、企業の事業性評価についてはあまり力を入れてこなかった。企業の事業内容を評価して投融資を行ってきた世代が次々と引退する中で、このノウハウは上手く伝承されてこなかったように見える。

一之瀬彗吉が『制度必ずしも人を制せず、人能く制度を制す』と喝破したように、金融行政の方向性を定めても、それを運用する人を育てなくては政策目的を達成することは難しい。今後は、金融機能の回復を行う主役で

ある金融機関の従業員の意識改革と、評価能力の向上が何よりも重要な課題となるであろう。

参考文献

- シュンペーター、塩野谷祐一他訳（1977）『経済発展の理論（上・下）』、岩波文庫。
- 一之瀬彗吉（1992）『銀行業務改善隻語』、近代セールス社。
- 内閣府（2014）「まち・ひと・しごと創生法」
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H26/H26HO136.html>
- 金融庁（2014）「平成25年事務年度金融モニタリング基本方針」
<http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3/10.pdf>